洞爺湖町議会令和4年1月会議議案説明資料

改 正 案

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)

第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>2</u> 3,000円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険 者均等割額)

第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>7,000円</u>とする。

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

現 行

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)

第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>1</u> <u>6,000円</u>とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険 者均等割額)

第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について4,000円とする。

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

- (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額 の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康 保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者 (前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所 得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所 得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者 (同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に 限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に 係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総 所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係 る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受 けた者(年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が 60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的 年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所 得を有するものを除く。)の数の合計数(以下この条において「給与 所得者等の数 | という。)が2以上の場合にあっては、43万円に当 該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額 を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者
 - ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人につ いて16,100円

イ略

- (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額 の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康 保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者 (前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所 得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所 得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者 (同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に 限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に 係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総 所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係 る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受 けた者(年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が 60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的 年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所 得を有するものを除く。)の数の合計数(以下この条において「給与 所得者等の数 | という。)が2以上の場合にあっては、43万円に当 該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額 を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者
 - ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人につ いて11,200円

イ 略

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被 保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除 く。) 1人について4,900円

エ~カ 略

- (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)
 - ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人につ いて11,500円

イ略

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被 保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除 く。) 1人について3,500円

工~力 略

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被 保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除 く。) 1人について2,800円

エ~カ 略

- (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)
 - ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人につ いて8,000円

イ略

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被 保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除 く。) 1人について2,000円

エ~カ 略

- (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)
 - ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 4,600円

イ 略

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被 保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除 く。) 1人について1,400円

エ~カ 略

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)
 - ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 3,200円

イ略

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被 保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除 く。) 1人について800円

エ~カ 略

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後 の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。) がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額 (当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等 割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その 減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、 次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して 得た額とする。

- (1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額
 - ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3,450円
 - イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 5,750円
 - ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 9,200円
 - エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 11,500円
- (2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保 険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人 について次に定める額
 - ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,050円
 - イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 1,750円
 - ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 2,800円
 - エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 3,500円

- (1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額
 - ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 2,400円
 - イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 4,000円
 - ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 6,400円
 - エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 8,000円
- (2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保 険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人 について次に定める額
 - ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 600円
 - イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 1,000円
 - ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 1,600円
 - エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 2,000円